出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第五十一号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）	**別表第一**（第四条、第八条、第八条の二関係）
機関	機関
出納員	出納員
臨時の出納員	臨時の出納員
委任事務	委任事務
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
十八	十八
広島県動物愛護センター	広島県動物愛護センター
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
総務課長	総務課長
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
愛護管理課長	指導課長
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）